

克雪対策 冬の安全・安心に向けて

山形市では、豪雪による生活への影響を最小限にし、市民の皆さんの安全・安心を確保するため、「克雪対策総合推進計画」を策定しました。道路の除排雪や地域・高齢者等への支援など、さまざまな対策を実施します。

効果的な対策を行うためには、地域における助け合いの共助と自助の取り組みが大切です。冬を快適に過ごすことができるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

豪雪対策本部

☎ 防災対策課 ☎ 内線380～384

山形観測所（山形地方气象台）の積雪観測値が50cmを超えたときは、豪雪対策本部を設置し、より一層の除排雪対策や雪害防止に向けた助成措置などを行います。

* * * * *

地域支援～各種相談・報償・補助制度～

☎ 長寿支援課 ☎ 内線566・569
☎ 障がい福祉課 ☎ 内線542

高齢者・障がいの雪かき相談

「雪かき（玄関から生活道路までの宅地内の通路確保程度の軽微なものに限る）」についてお困りの方で、次の要件の全てに該当する方は、下の各相談窓口へご相談ください。

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯の方または、65歳未満の障がい者（身体障がい者手帳1～3級のいずれかを所持、療育手帳Aを所持、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持）のみの世帯の方
- ・自力で雪かきをすることができない方
- ・市内に親族がいない方
- ・地域のボランティアなどの支援が受けられない方

市では、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域の助け合い」を推進しています。近隣住民による自主的な活動や中高生によるボランティア等を行っている地域もあります。「地域の助け合い」による雪かきへのご協力をお願いします。

【相談窓口】

高齢者の方…各地区の地域包括支援センター

障がい者の方…障がい福祉課（☎内線542）

高齢者・障がい者・母子世帯雪下ろし等補助事業

☎ 長寿支援課 ☎ 内線566・569

豪雪対策本部が設置された場合、高齢者のみの世帯・障がい者のみの世帯・母子世帯（同じ住所に居住している全員の市県民税が非課税である世帯）の屋根の雪下ろしや間口処理（道路除雪後の住宅前等に残った雪の処理）ができない世帯に対し、作業に掛かる経費に補助金を交付します。

補助限度額（1回当たり）

- ・雪下ろし 54,000円
- ・間口処理 6,000円（1シーズン3回まで）

自治組織一斉除・排雪作業に対する報償金

☎ 広報課 ☎ 内線230・231

町内会等で一斉に生活道路の除・排雪作業等を実施した場合、報償金を支給します（世帯数に応じて、1シーズンの制度利用回数が異なります）。

制度利用回数（1シーズン）

- ・300世帯未満 1回まで
- ・300世帯以上500世帯未満 2回まで
- ・500世帯以上 3回まで

支給額（1回当たり）

- ・基本額 4万円
- ・重機使用加算額 6万円まで

※豪雪対策本部が設置された場合、2回分まで追加して制度が利用できます。

* * * * *

空家からの落雪対策

☎ 管理住宅課 ☎ 内線470・471

落雪等による危険がある空家家で、所有者等が不明な場合は市へご連絡ください。所有者等へ注意喚起や改善に向けた依頼を行います。


雪に関するお問い合わせ一覧

内容	担当部署	連絡先 ☎641-1212 (代表)
市道除排雪全般、排雪場、水路等の溢水 ^{いっすい}	道路維持課	☎内線466、486～491
	農村整備課	☎内線440
夜間早朝の溢水応急処理対応	消防本部通信指令課	☎634-1198
公園への雪捨て	公園緑地課	☎内線531
雪下ろし実施組合・間口処理等協力業者の紹介	防災対策課	☎内線380～384
空き家からの落雪に関する相談 老朽危険空き家対策	管理住宅課	☎内線470・471
積雪時の交通対策		
路上駐車 ^{路上} の自粛推進	市民課	☎内線387
マイカー自粛運動の推進	企画調整課	☎内線222
町内会・自治会の雪に関する相談等	広報課	☎内線230、231
通学路の安全対策	スポーツ保健課	☎内線630
ごみ集積所の雪に関する相談	ごみ減量推進課	☎内線694、695
障がい者世帯の雪に関する相談	障がい福祉課	☎内線542
生活保護世帯の雪に関する相談	生活福祉課	☎内線591～594、551
高齢者世帯の雪に関する相談	長寿支援課	☎内線566・569
母子家庭の雪に関する相談	家庭支援課	☎内線579
商業団体等の雪に関する相談	山形ブランド推進課	☎内線422
工業団体等の雪に関する相談	雇用創出課	☎内線418
農業関係の雪に関する相談	農政課	☎内線429・432
農業用水路に関する相談	農村整備課	☎内線440
融雪時の河川に関する相談	河川整備課	☎内線507・508
消費者トラブル相談 火～日曜日 午前9時～午後5時	消費生活センター	☎647-2211

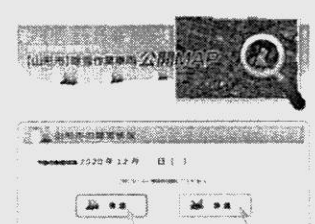
除雪の出動状況の確認方法

SNS（フェイスブック、ツイッター、LINE）、市ホームページで除雪の出動状況を発信します。また、人工衛星を利用した除雪車運行管理システムにより、除雪車両の所在地や除雪の進行状況が確認できます。


市ホームページ内の「雪関連」のカテゴリまたは、下の二次元コードから【山形市】除雪作業車両公開MAPをご覧ください。



【除雪情報】



どちらかを選択してください



除雪された路線は青色で表示されます

除雪車の現在地を表示します

山形市排雪場

降雪後、須川河川敷に排雪場を設けます。また、豪雪対策本部が設置された場合、馬見ヶ崎川河川敷や公園（一部の公園を除く）を排雪場として開放しますので、ご利用ください。

〈降雪期から供用開始〉

- ・須川排雪場（反田橋右岸、黒沢温泉南左岸）

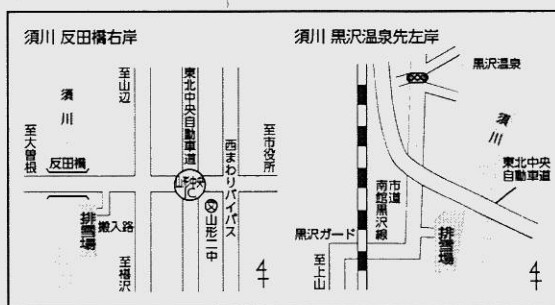
〈豪雪対策本部を設置した場合供用開始〉

- ・馬見ヶ崎川排雪場（千歳橋右岸、市球技場前左岸）
- ・公園（周辺住民の人力による排雪に限る。事業所等は不可）

※排雪場には、雪以外のものは持ち込まないでください。

※持ち込みは午前9時～午後5時です。

【須川排雪場案内図】



豪雪に対する当面の対策について（訂正版）

別紙

種別	担当課（内線）	降雪期当初から	豪雪対策本部設置後から
1 道路の除排雪	道路維持課 (466、486～491)	「令和2年度道路除排雪計画」に基づく計画的・効率的な道路の除排雪	
2 排雪場	道路維持課 (466、486～491) 公園緑地課 (531)	第1次排雪場の供用を開始 ① 須川 反田橋上流右岸 ② 須川 大字黒沢地内左岸	左記の第1次排雪場に加え、第2次排雪場の供用を開始 ① 馬見ヶ崎川 千歳橋付近右岸 ② 馬見ヶ崎川 市球技場前左岸 ③ 簡易排雪場（公園）
3 町内会・自治会による除排雪作業への報償	広報課 (230、231)	町内会・自治会が実施する除排雪に対する報償金の支給 ① 基本額 1回当たり40,000円 ② 重機使用加算額 1回当たり60,000円(上限) ③ 世帯数に応じた支給回数（1シーズン） ア 300世帯未満 1回 イ 300世帯以上500世帯未満 2回 ウ 500世帯以上 3回	1シーズンにおける報償金の支給回数を2回追加 ア 300世帯未満 3回 イ 300世帯以上500世帯未満 4回 ウ 500世帯以上 5回
4 高齢者・障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業	長寿支援課 (566、569)		全世帯員の市県民税が非課税の高齢者、障がい者及び母子世帯の雪下ろしと間口処理に対する補助 ① 補助金額 実費に相当する額 1回あたり上限 雪下ろし 54,000円 間口処理 6,000円
5 高齢者及び障がい者雪かき等支援事業	長寿支援課 (566、569)	高齢者又は障がい者のみの世帯に対して、軽微な雪かきサービスの支援を実施 ① 自己負担額 1回当たり100円 ② 回数 1世帯14回	② 回数 必要に応じて利用回数を増加
6 農道除雪	農政課 (429、432)		1 幹線農道除雪の実施 2 農業団体等が実施する一般農道除雪に対する補助 ① 補助率 補助対象経費の2分の1以内 ② 補助対象 ア 市指定除雪業者に除雪を委託した場合の委託料 イ 除雪機器のレンタル費及び燃料費 ウ 外部委託によるオペレーター料等
7 屋根雪下ろし実施組合の紹介	防災対策課 (380～384)	自宅の雪下ろしを希望する者に対する実施組合（10組合）の紹介	
8 間口処理等協力事業者の紹介	防災対策課 (380～384)	自宅の間口処理又は軽微な雪かきを希望する者に対する協力業者（24業者）の紹介	
9 空き家の落雪等対策	管理住宅課 (470、471)	空き家の落雪等に関する相談、所有者等への注意喚起の実施	